

平成 2 6 年度

第 1 回千葉市廃棄物減量等推進審議会

日時：平成 2 6 年 8 月 5 日（火）午前 1 0 時～

場所：千葉市総合保健医療センター 5 階大会議室

1 開 会

午前 10 時 00 分開会

【司会（松田廃棄物対策課課長補佐）】 定刻となりましたので、ただいまより千葉市廃棄物減量等推進審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます廃棄物対策課課長補佐の松田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議の進行につきましては、お手元の次第に沿って進めてまいります。ここで、お配りしております資料の確認をさせていただきます。次第、席次表、委員名簿に続きまして、資料 1、平成 25 年度第 1 回千葉市廃棄物減量等推進審議会における主な意見・要望と対応。資料 2、平成 25 年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について。資料 3-1、平成 26 年度焼却ごみ削減目標及び重点的に取り組む事業について。資料 3-2、平成 26 年度に実施する主な取り組みについて。

なお、次第、資料 1、資料 2、資料 3-1 及び資料 3-2 につきましては、委員の皆様へ郵送後、訂正がございましたので、お手数をおかけいたしますが、本日、机上に配付させていただいております資料への差しかえをお願いいたします。資料の不足等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

当審議会は、会議録を含め公開となっておりますので、委員の皆様におかれましては、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

傍聴人の方は、受付でお渡しいたしました「傍聴要領」の「2、会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」に従って傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境局長の黒川よりご挨拶を申し上げます。

【黒川環境局長】 おはようございます。環境局長の黒川でございます。本日は、お忙しい中、また、お暑い中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

委員の皆様につきましては、日ごろから、本市の廃棄物行政をはじめ市政各般にわたりまして格別のご高配をいただき、まことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年 2 月から、家庭ごみ手数料徴収制度を導入したところでございますが、現在のところ、焼却ごみの削減は進んでおります。この効果を高め維持するためには、平成

26年度は、より一層ごみの減量に取り組む必要がありますが、本日の審議会では、ごみ減量を促進するための各種普及啓発事業の主な取り組みにつきましてご説明させていただきます。

今年度は、年間の焼却ごみ量を2つの清掃工場で処理できる25万4,000トンまで削減する目標の達成に向けて重要な年となりますので、委員の皆様には、本市の廃棄物行政のさらなる推進のため、多くの貴重なご意見を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会に当たりましての私の挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願いいたします。

【司会】 本日の審議会につきましては、千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第4条第2項の規定により、委員の半数以上の出席が必要となりますが、委員総数20名のところ、16名の方のご出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、委員の方の人事異動や市議会議員の皆様方の委員等の改選に伴い、新たに本審議会委員に就任された方がいらっしゃいますので、ここで委員の皆様全体のご紹介をさせていただきます。副会長をご紹介の後、委員名簿に沿ってお名前をお呼びいたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、当審議会の副会長であります千葉市町内自治会連絡協議会副会長、小川委員でございます。

【小川委員】 小川です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉大学大学院人文社会科学研究科教授、倉阪委員でございます。倉阪委員は、本日、所用のため欠席でございます。

一般財団法人日本環境衛生センター東日本支局環境工学部業務企画課長、藤原委員でございます。

【藤原委員】 藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 敬愛大学経済学部准教授、金子委員でございます。

【金子委員】 金子でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 千葉市地域婦人団体連絡協議会会長、伊藤委員でございます。

【伊藤委員】 伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

【司会】 千葉市子ども会育成連絡会副会長、宍倉委員でございます。

【宍倉委員】 宍倉です。よろしくお願いします。

【司会】 日本労働組合総連合会千葉中央地域協議会事務局長、辻委員でございます。辻委

員は、本日、所用のため欠席でございます。

公募委員、岩根委員でございます。

【岩根委員】 岩根でございます。よろしくお願いします。

【司会】 公募委員、荒井委員でございます。

【荒井委員】 荒井です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉市大型店会、斉藤委員でございます。斉藤委員は、所用のため、本日欠席でございます。

千葉市商店街連合会副会長、藤代委員でございます。

【藤代委員】 藤代です。よろしくお願いいたします。

【司会】 千葉市清掃協議会会長、市原委員でございます。

【市原（秀）委員】 市原でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 千葉市再資源化事業協同組合理事長、飯田委員でございます。

【飯田委員】 飯田でございます。どうぞよろしくお願いします。

【司会】 千葉県警察本部千葉市警察部総務課長、高本委員でございます。

【高本委員】 高本です。よろしくお願いします。

【司会】 千葉市議会議員、森山委員でございます。

【森山委員】 森山でございます。よろしくお願いします。

【司会】 同じく山本委員でございます。

【山本委員】 山本です。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく段木委員でございます。

【段木委員】 段木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく森委員でございます。

【森委員】 森でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 同じく市原委員でございます。

【市原（弘）委員】 おはようございます。市原でございます。どうぞよろしくお願いします。

【司会】 同じく福永委員でございます。福永委員は、本日、所用のため欠席でございます。
以上でございました。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。環境局長、黒川でございます。

【黒川環境局長】 黒川です。よろしくお願いします。

【司会】 環境保全部長、大木でございます。

【大木環境保全部長】 大木でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 資源循環部長、神崎でございます。

【神崎資源循環部長】 神崎でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 環境総務課長、喜多見でございます。

【喜多見環境総務課長】 環境総務課長の喜多見でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 環境保全課長、古谷でございます。

【古谷環境保全課長】 古谷でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 廃棄物対策課長、安田でございます。

【安田廃棄物対策課長】 安田でございます。よろしくお願いいたします。

【司会】 収集業務課長、小池でございます。

【小池収集業務課長】 小池でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 施設課長、始関でございます。

【始関施設課長】 始関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【司会】 産業廃棄物指導課長、大塚でございます。

【大塚産業廃棄物指導課長】 大塚でございます。よろしくお願いいたします。

2 会 長 の 選 任

【司会】 それでは、議事に入る前に、委員の変更に伴い会長が不在となっておりますので、小川副会長に、会長の選出をお願いいたします。

【小川副会長】 会長の選出につきましては、廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則第3条第2項の規定によりまして、会長は委員の互選によることとされておりますが、これまで会長職につきましては、市議会議員の委員にご就任をいただいておりますので、今回も議員さんの中からお願いしたいと思います。私のほうから推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議ありません」と呼ぶ者あり〕

【小川副会長】 それでは、環境行政に造詣の深い山本委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【小川副会長】 ありがとうございます。それでは、異議がないようでございますので、山本委員に会長をお願いしたいと存じます。山本委員、よろしくお願いいたします。

【司会】 それでは、これからの議事進行につきましては、山本会長をお願いしたいと思います。

初めに、会長就任に当たりまして一言ご挨拶をいただき、議事の進行をお願いいたします。

【山本会長】 皆さん、おはようございます。ただいま会長にご推挙いただきました千葉市議会議員の山本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。皆様のお力をおかりして、この審議会が本当に意義あるものにするために精いっぱい努力してまいりたいと思いますので、まず冒頭、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

今から4年前ですが、徳島県の上勝町というところに行ってきました、上勝町は葉っぱビジネスで有名なところなんですけども、実はもう一つ有名なことは、ごみ分別、34分別やっているという町なんです。ただ、千葉市は人口96万人です。上勝町は人口2,000人ですから、2,000人だからできるというのはありますけど、34分別ということはどういうことかという、トイレットペーパーの芯まで分別しちゃうという町です。つまり、「捨てればごみ、分ければ資源」が徹底してしまして、ただ、収集業務ができていけませんので、毎日届けて分別していくということなんですけども、千葉市は、政令市の中で、3分の1ごみを削減するという果敢なチャレンジに、もうちょっとで手が届きそうのところまで来まして、実はリサイクル率も50万人以上の人口の中ではナンバーワンになっています。ここからさらにごみを減量、つまり燃えるごみを減量するためには、もう行政の力だけじゃなかなか前へ進まないの、多くの市民の協力をいただかなければいけないところまで来ている。今日は、皆様の自由闊達なご意見をいただいて、ぜひそれをどんどん、できないものはもちろんできないんです、財源もありますし、今までの施策とずれることはなかなか難しいものはありますけども、新しいものを前に進めていくために、忌憚のないご意見をぜひともいただきたいという思いで、私、議事進行を進めていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会では、千葉市の一般廃棄物の処理基本計画における主な取り組み等について、市からご説明いただいた後に、委員の皆様それぞれのお立場から建設的なご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、会長の挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

3 議 事

(1) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について

- ア 平成25年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について
- イ 平成26年度焼却ごみ削減目標及び重点的に取り組む事業について
- ウ 平成26年度に実施する主な取り組みについて

【山本会長】 それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、議題1、ごみ処理基本計画について。平成25年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況について。次に、平成26年度焼却ごみ削減目標及び重点的に取り組む事業について。そして、平成26年度に実施する主な取り組みについて。事務局より説明をお願いいたします。資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 議題（1）の一般廃棄物ごみ処理基本計画につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、資料1をご覧ください。これは平成25年度第1回審議会における主な意見・要望と対応をまとめた資料でございます。2の主な意見・要望と対応の表をご覧ください。

（1）事業系ごみ対策について、紙ごみ対策のご意見をいただいたところであり、清掃工場での搬入物検査の強化、事業用大規模建築物への立入調査を強化することといたしております。

次に、（2）容器包装プラスチックの回収につきましては、現在、容器包装リサイクル法見直しに向け、国の審議会でも論点整理が進められており、7月31日から容器包装リサイクル制度に関する意見募集が行われております。

本市といたしましては、国の動向を注視しながら、焼却ごみ削減状況や費用対効果を含めて総合的な視点から検討することといたしております。

なお、事業者責任の強化につきましては、先月、全国都市清掃会議を通じまして、国へ要望をいたしております。

次に、（3）家庭ごみ手数料徴収制度の周知につきましては、7点のご意見をいただいております。

まず、1点目でございますが、市政だよりによる周知のご提案につきましては、毎月15

日号の1面の表題部の横に、毎月の削減量、目標までのトン数を掲載するとともに、市政だよりの特集記事を掲載するなど、紙媒体でもわかりやすい記事の掲載に努めております。

2点目のごみの詰め込み対策についてですが、手数料徴収制度を実施後、若干の詰め込み増がございましたが、住民説明会などで、ごみ削減趣旨などを丁寧に説明したことによりまして、処理に影響を来すような問題は回避できております。

3点目の指定袋販売店における周知につきましては、店舗のご協力をいただき、ポスター、POP、チラシなどを店内に掲示いたしました。

4点目の若者、単身者世代向けのデジタル媒体を使った周知につきましては、市のホームページに説明する動画やQ&Aなどもアップしたほか、ツイッター、フェイスブック、ラジオCMを活用して、家庭ごみ手数料徴収制度の周知啓発を実施いたしました。

5点目の廃棄物適正化推進員に関する説明、6点目の有料化のメリットのPRについては、制度の説明用のパンフレットにおきまして不法投棄対策あるいは趣旨説明の欄に、それぞれ可能な範囲で掲載をさせていただきました。

7点目のごみステーションへの周知の看板の設置につきましては、全ごみステーションに2回チラシを掲出をして、制度の導入と指定袋の変更について、周知をさせていただきました。

次に、(4)の家庭ごみ手数料徴収制度について、4点、ご意見をいただいております。

1点目の市民問い合わせ窓口の設置につきましては、昨年11月から今年2月まで、専用コールセンターを設置して、市民の皆様の問い合わせに対応させていただきました。

2点目の防鳥ネットの購入方法につきましては、町内自治会に貸与するサンプル分は、通常、市が一括購入しておりますが、現在は、ごみステーションの状況にあったネットを選択できるよう、ごみステーション管理支援事業の中で購入できることといたしております。

3点目の布おむつの使用普及についてですが、市ホームページに布おむつのつくり方、使用方法、布おむつを使うことによるごみの減量効果などに関する情報を新たに掲載いたしました。今後、どのような情報提供あるいは働きかけが必要かということは、市民の声も今後聞きながら引き続き検討してまいりたいと考えております。

4点目の生ごみの堆肥の有効利用に関するご提案につきましては、公民館を拠点とし、地域から発生する乾燥生ごみと、公民館から排出される生ごみを堆肥化し、肥料として活用するモデル事業の実施を検討しております。

引き続きまして、資料2、平成25年度に実施した主な取り組みと計画目標の進捗状況に

についてご説明申し上げます。

主な取り組みにつきましては、新規・拡充事業からピックアップしてご説明をさせていただきます。

初めに、基本方針1に関してでございます。計画事業の1、ごみ減量のための「ちばルール」の普及・拡大につきましては、主な取り組みの欄の1行目、商店街の「ちばルール」協定への加入拡大として、新たに5つの商店街と「ちばルール」行動協定を締結し、ごみ減量施策の情報発信、イベントでの使用済小型家電の回収などに取り組んでいただきました。

次に、計画事業3、3R教育・学習の推進及びごみ処理に関する情報の共有化につきましては、1行目、市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の立ち上げ支援等として、これまで大学との連携を発展させまして、ごみ減量の関心が低い若年層に対して、ごみ減量の啓発を行う全国初となる市内大学の横断的組織を25年度に立ち上げたところでございます。

次に、3行目、住宅管理会社との連携により単身者向けに不動産業者窓口におけるチラシの配布等として、不動産業者約800店におきまして、新規入居や契約更新時に窓口でのごみ分別をPRするチラシの配布、その他単身者向け物件の多い地域を抽出して、チラシ等をポスティングいたしました。

次に、計画事業の4、生ごみ、剪定枝の排出抑制の推進につきましては、1行目、生ごみ資源化アドバイザーの養成・派遣として、小学校での「生ごみリサイクル教室」へのアドバイザーの派遣等を行うなど、派遣回数を拡充いたしました。

また、4行目、生ごみ減量処理機及び生ごみ肥料化容器購入費用の助成台数を大幅に増加させたほか、7行目、段ボールコンポスト製作講習会の参加希望者が多く好評であったため、講習会の開催回数を拡大いたしました。

次に、計画事業の6、料金の見直しによるごみの排出抑制につきましては、家庭ごみ手数料徴収制度導入に関する周知・啓発活動として、町内自治会等を対象とした市民説明会など、合計641回を開催し、延べ約2万3,000人の方々にご参加をいただきました。

また、駅前キャンペーンを1月に実施し、全庁職員のほか町内自治会の皆様方にご協力をいただき、ごみステーションでの早朝啓発を2月当初に実施いたしました。

次に、計画事業7、ごみ出し支援サービスの実施につきましては、ごみ出しが困難な方のごみを引き取り、本人に代わってごみステーションへごみを運搬する活動を行う団体に、市が補助金を交付し支援する仕組みを創設し、25年度末時点で、ごみ出し困難な50世帯の

方々と１９の支援団体にご協力をいただいております。

次に、計画事業の８、環境美化の推進・不法投棄の防止につきましては、監視カメラ等の貸与、不法投棄等防止監視業務の民間委託、不法投棄監視員制度の創設などに取り組んでおります。

なお、不法投棄件数の状況といたしましては、制度導入後の２月から６月の速報によりますと、手数料徴収制度の導入が原因となる不法投棄の増加はないと、分析をしております。

次に、基本方針２についてでございます。

計画事業の１０、市民・事業者との協働による再資源化の推進・支援につきましては、１行目、廃棄物適正化推進員及び不法投棄監視員美化活動ガイドラインの運用といたしまして、ごみステーションの美化や分別徹底に向けた自治会等の活動を推進すべくガイドラインを策定し、運用を開始したところでございます。

２行目、雑がみ分別ボックスの事業所への配布による再資源化の促進として、古紙の資源化を運用するため、事業所への立入調査の際に、その日から分別選定ができるよう段ボール製の分別ボックスを配布をいたしました。

次に、計画事業の１２、ごみ排出ルールの遵守・指導徹底につきましては、１行目「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」の全戸配布を、家庭ごみ手数料徴収制度の導入に合わせて行ったほか、３行目、不適正排出ごみに対する指導の強化を実施いたしました。

ルール違反の旧ごみ袋による排出などにつきましては、すぐには収集せずに、警告シールを貼付して、ごみステーションに取り残しをしており、地元自治会等の協力も得ながら、違反者への改善指導をしている状況でございます。

次に、計画事業の１７、さらなる資源化品目の検討・推進施策につきましては、使用済小型家電、カメラ、ゲーム機等２１品目を対象として拠点回収などを実施しており、約３トン进行回収し、資源化いたしました。

次に、基本方針の３についてでございます。計画事業の２２、焼却残渣の再生利用につきましては、１行目、民間活用による焼却灰の再資源化の推進として、蘇我エコロジーパーク内の民間施設を活用して、焼却灰の再資源化を実施いたしました。

次に、計画事業の２５、安定的な処理体制を目指したごみ処理施設の配置・整備計画の推進につきましては、１行目、新たな処理施設体制の構築に向けた委託調査による検討を進めるとともに、塵芥焼却施設建設委員会を開催し、清掃工場の整備方針について検討を実施しております。

次に、２焼却ごみの削減状況についてでございます。このグラフは、家庭系、事業系の焼却ごみ量の推移を示しております。２５年度の焼却ごみ量は約２６万３,０００トンであり、単年度目標の前年比１,５００トン削減目標に対しまして、実績は約２,０００トン削減となり、年度目標を達成したところでございます。これによりまして、当面の目標であります年間２５万４,０００トンというところまで残り約９,０００トンとなっております。

また、参考といたしまして、同じページの下側に、２５年度の月ごとの焼却ごみ量の推移をお示ししてございます。ご覧いただいたとおり、増減はございますが、手数料徴収制度導入前の１月まで、焼却ごみ量の削減は落ち込みもございましたが、２月は、対前年度同月比で１,７９２トンの削減、３月は１,１２２トンの削減、年度合計では２,０６０トン削減ということで削減が進んでいる状況でございます。

次に、資料３－１につきまして、ご説明申し上げます。資料３－１は、平成２６年度焼却ごみ削減目標及び重点的に取り組む事業についてでございます。

まず、１の焼却ごみ削減目標についてでございます。平成２６年度の単年度目標は、平成２５年度の焼却ごみ量は、約２６万３,０００トンでございますが、それから約１万６,５００トン削減し、２４万６,０００トンとすることを目標としております。焼却ごみ量を２つの清掃工場で処理できる２５万４,０００トンが当面の目標でございますので、これを目指して取り組みを進めることといたしております。

また、２として、家庭ごみ手数料徴収制度導入後の焼却ごみ量と削減量の推移をお示ししてございます。先ほど平成２５年度中の状況についてご説明申し上げましたが、その後状況を見ますと、合計の欄の４月ですと、家庭系、事業系の焼却ごみを合わせまして、対前年同月比は１,１１５トンの削減、５月は１,３２１トンの削減、６月は９０３トン削減となっております。２月からの累計で見ますと、この５カ月間で６,２５３トン、率にして５.８％の削減となっております。

次に、３の平成２６年度に重点的に取り組む事業についてのご説明いたします。

まず、（１）は家庭系ごみ対策についてまとめており、９項目を掲げてございます。

まず、①の市民向けの説明会「今すぐ実践！ごみ減量講習会」の充実についてですが、これは生ごみ減量や雑がみの分別、食品トレイ等の店頭回収への協力を徹底させるため、市民向けの説明会の開催案内を全町内自治会に送付し、説明会の開催を促すことで、広く市民に対し啓発を行っていく事業でございます。

次に、②の段ボールコンポスト製作講習会ですが、生ごみの減量・資源化の意識向上のため

め、講習会の開催回数を20回に増やすとともに、参加しやすくなるよう、土日も開催するものでございます。今年は初めて土日開催ということで、20回中3回予定をさせていただいております。今年も非常に好評でございまして、1回の定員20名を超えて抽選になっているところもでございます。

次に、③のちばエコレシピブック制作ですが、平成25年度に実施いたしました「エコレシピコンテスト」での作品を中心に、調理段階での工夫など、生ごみ減量への取り組み方をまとめ、市民に周知する事業でございます。

次に、④のエコレシピ講習会ですが、野菜の皮など、食材を無駄なく調理するレシピを紹介し調理することで、家庭でも実践してもらい、生ごみ減量を推進する事業でございます。

次に、⑤の生ごみ減量機器購入費の助成、これは補助上限額の引き上げでございますが、これは資料に記載してあるとおり、生ごみ減量処理機等の補助上限額を引き上げるものでございます。かなり上限額を引き上げることにによりまして、普及拡大をさらに図っていこうとする事業でございます。

次に、⑥の中学校生徒会と連携した雑がみ分別・収集ですが、これは中学校の生徒会活動として、学校の雑がみを収集し、減量効果や再資源化について周知することにより、雑がみ分別の重要性を理解させ、中学生の世代に実践を働きかける事業でございます。

次に、⑦「ごみ減量の「ちばルール」」協定の拡充及び協定店と連携した啓発の強化ですが、これは千葉市商店街連合会と連携して、商店街との協定拡充を実施していくとともに、未加入のスーパーマーケットなどへの「ちばルール」協定の拡充を図るほか、協定店のごみ減量取り組みの市民周知、食品トレイの協定店への排出を促すため、店頭等でキャンペーンを実施する事業でございます。

次に、⑧市内大学の横断的ごみ減量ボランティアグループ「ちばくりん」の育成及び「ちばくりん」によるイベントの企画・運営ですが、これはごみ減量ボランティアグループと連携し、大学の学園祭における若年層向け啓発を強化するとともに、区民祭り等の市内イベントにおいて、大学生の視点を取り入れた周知・啓発を実施する事業でございます。

次に、⑨の廃食油回収リサイクルについてですが、廃油回収業者が実施している、家庭から排出される廃食油を石油代替燃料に再利用する事業を支援するもので、市が事業を広報で周知するとともに、新たに廃食油を回収する団体の募集などを行う事業でございます。実施スキームにつきましては、図をご参照ください。

次に、(2)の事業系ごみにつきましては4項目を掲げております。

まず①の搬入物検査の強化ですが、これは清掃工場にて実施をしております搬入物検査をこれまで以上に強化し、ごみの分別徹底・減量を促進する事業でございます。

②の減量計画書を活用した事業用大規模建築物への指導・立入調査の強化ですが、これは事業用大規模建築物への立入調査件数を増やし、分別排出指導及びごみ減量の啓発を強化するものでございます。

次に、③許可業者との連携による事業所への情報提供ですが、事業系廃棄物を収集する許可業者を通じて、古紙及び生ごみ減量に関する文書を配布し、啓発を図るもので、年2回を予定いたしております。

次に、④の雑がみ分別ボックス配布によります再資源化の促進についてですが、昨年度に引き続きまして、古紙の再資源化の低い事業者に対して雑がみ分別ボックスを配布いたしまして、古紙の再資源化を促進する事業でございます。

以上が重点事業となります。

続きまして、資料3-2につきましてご説明いたします。こちらの資料は、先ほどの重点事業を含めて平成26年度に実施する主な取り組みをまとめたものでございます。資料の3-1でご説明申し上げました事業から若干ピックアップをさせていただきたいと思います。

まず、計画事業の6でございます。料金見直しによるごみの排出抑制のところでございますが、主な取り組み欄の1行目、家庭ごみ手数料徴収制度実施後の効果検証につきましては、10月ごろを目途に検証を行いまして、検証結果をレポートとして公表することを予定いたしております。

次に、計画事業の8、環境美化の推進・不法投棄の防止の1行目でございます。監視カメラの貸与につきましては、不法投棄防止の効果が見られておりまして、地元の自治会様から設置要望が多数寄せられている状況でございます。このことから、平成26年度は、カメラの台数を倍増させていただいております。

次に、計画事業の17、さらなる資源化品目の検討・推進施策の1行目でございます。使用済小型家電の回収及び回収拠点の拡大検討といたしまして、日数限定ではございますけれども、回収コンテナを新たに設置し、品目を拡大して、無料回収するいわゆるリサーチ回収の検討を、現在進めております。

議題1についての資料説明は以上でございます。ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

【山本会長】 ありがとうございました。先ほどご説明ありましたように、平成25年、去

年の審議会での意見がきちんと反映されたことのご説明をいただいた後に、今の現状とこれからの取り組みについてご説明いただきました。

ここからは、皆様方からいろんなご意見をいただきたいと思いますのですが、今のごみ処理基本計画が改定されたのが平成24年3月です。計画事業の進捗状況がだんだん見えてまいりました。ですから、この時期にいろんな視点から議論をいただくことについて、大変意義のあることだと思っています。今回の審議会では、平成25年度の実績、平成26年度の予定が報告されていますが、これから中長期的な視点も加えていただき、皆様からの活発なご提案やご意見をいただきながら、将来のごみの施策に役立てていきたいと思っています。

では、今の説明に対しまして、ご質問やまたご提案がございましたらお願いしたいと思います。森山委員。

【森山委員】 これまでごみ減量に向けて千葉市が積極的に取り組まれている内容を伺うことができました。何点か、平成25年度の第1回審議会の資料のほうで、さまざまな意見・要望とその対応なんですけど、特に気になっているのが、(4)の家庭ごみ手数料徴収制度を導入したときの専用のコールセンターを設置してくださってまして、現在、最近は1日どれぐらいの問い合わせがあって、どのような内容があるのかというのをお聞かせいただきたいと思っています。

それが1点と、あと、ごみステーションのルール違反のごみ袋をそのままにしておいて、それにシールを張り警告されているんですが、それが本当にルール違反への最善の啓発になっているのかなというのがちょっと、自治会様といろいろお話をしているときに、どうしても最後に後片づけをするのは自治会さんのほうに負担になっているようなことがありますので、もう一度、この辺のルールの見直し、再検討したほうがいいんじゃないのかなというのが、今まで見てきまして思っているところです。先にその2点をお願いいたします。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 2点のご質問をいただきました。まず、コールセンターにつきましては、家庭ごみ手数料徴収制度の趣旨やルールをご説明させていただく一つの窓口として、昨年の11月15日から今年の2月28日まで設置をさせていただきました。

その後は、通常の手続きコールセンターでの受け付け、あるいは各所管で個別の対応の事案につきましてお問い合わせを受けております。

状況でございますけれども、家庭ごみ手数料徴収制度導入前とほぼ同じか若干少ないぐらいの電話の数でございます。恐らく、今日お持ちいたしましたけれども、全戸配布いたしま

したこのガイドブックが、手前みそでございますけれども、ビジュアルでかなりよくできているということで、至らない点もあると思いますが、かなりわかりやすいということで、これを見れば疑問点がかなり解決できるということで、若干減少していると思います。

一方で、最近、お問い合わせを受けているものにつきましては、不燃ごみの出し方についてが一番多く、同じ曜日に回収している不燃ごみと有害ごみの分け方につきまして、わからないところがあるということで、これを見ながら念のために質問するという方なども結構ございます。

また、ご質問、ご意見の中に、ルールの見直しの提案もありました。今回、不燃ごみの一つである傘の出し方は、現在のルールですと、傘1本につきまして、20リットルの不燃ごみの袋を1枚添付して排出をしていただくことになっております。ただ、実態は守っていらっしゃる方と残念ながら袋をつけていない方もいらっしゃいます。自治会様から、ごみステーションの美化に向けて何とか改善できないかということでお話をいただき、また、ごみステーションの周囲の皆様方からもいろいろご意見をお寄せいただいていることを受けまして、12月から傘の出し方につきましては、不燃のごみ袋の中に入れて出す。ただし、傘は非常に長いものでございますので、はみ出てもよいこととし、さらに、その袋に傘以外の物も入れていただいて、傘以外は、縛った袋の中におさまるということであれば、傘プラス不燃ごみも入れていただけるというような形で、ルールの見直しを行うこととしております。

なお、指定袋の使用の遵守率でございますけれども、導入当初は若干多くありましたが、5月の調査ですと、違反率は2%程度となり、最近、さらにそれが少なくなっているように思います。ごみステーションによっては、ほぼ100%というところもございますし、集合住宅においても、違反の袋を使っているというのはかなり少なくなっております。違反の袋につきましては、やはり排出者の方々に直接違反だということをお伝えしなければ改善ができないため、違反の多い地域を抽出し、自治会様と連携しつつ袋の開封調査をして、排出者が特定できれば、その方に個別に警告文書を送付しております。

ごみステーションの美化につきましては、地元の自治会さんと連携していく必要性がございますので、今後ともご意見を聞きながら改善していきたいと思っております。以上でございます。

【山本会長】 森山委員。

【森山委員】 了解しました。ごみ手数料制度導入のときには専用のコールセンターがあって、今はそれぞれの所管の職場、収集業務課さんとか専門のところに電話がかかってくるの

は了解しました。同じ件数が来るということは、結構負荷がかかっているのかなと思うのが一つと、パンフレットを、しっかり読んでくだされば非常にわかりやすいんだと思うのですが、それに書いてあるんだということを啓発しなければいけないなどは感じています。

新しいルールの見直しに関しては、傘の出し方しかり、非常に地元では困っていることでしたので、そのように改善していただくことも、変わっていくということも、ぜひ周知していただきたいと思います。

それと、ごみ袋ルール違反、以前のごみ袋のままで出される方への特定のチェックなんですけれども、これは収集業務をされている途中でされるんでしょうか、それとも自治会さん、どちらに負担がかかっているんでしょうか。そこだけ教えてください。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 違反ごみの開封調査につきましては、環境事業所内で行っております。違反の多いところにつきましては、収集業者からの情報をもとに、また自治会様から、ここのごみステーションで困っているというピンポイントの情報もございますので、こういったところを加味させていただきまして、各自治会様とご相談した上で開封調査を行っております。

【山本会長】 森山委員。

【森山委員】 わかりました。みんなが納得するルールづくりでやっていかないと、ご協力してくださる方に非常に負担がかかっているように思われてならないので、その辺を、こういう場を通して新しいルールづくりがしっかり広まるよう努めていきたいと思います。ありがとうございました。

【山本会長】 続きまして、伊藤委員。

【伊藤委員】 森山先生の意見に追加させてください。私は、12月から傘の件とか、不燃ごみとか、有害ごみの件については、ルールを変えてくださると、今、説明を受けましたけれど、それは町会あてに、もう徹底しているんでしょうか。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ごみの出し方のルールの変更というのは非常に重要でございますので、全自治会・管理組合へ通知文を送付し、回覧をしていただくよう依頼しております。全この他、市政だよりやホームページなどの広報も活用いたしまして、周知をさせていただくよう準備を進めております。以上でございます。

【伊藤委員】 ありがとうございました。傘の問題は、私が住んでいる地域では、かなりひ

どくて、環境委員の人が毎度毎度、一生懸命2人の方がやっても間に合わないくらいで、今回、2名を4名ぐらいに増やしてもらいたいなという願望があります。町会の会員さんがみんな協力してやっているんですけれども、委員は2名じゃ不足だなと思います。

それと、今の時期、これは事業所をお願いなんです、木の剪定ですか、あれを小さい業者は、ちゃんと捨てないで、町会のごみステーションに何袋も捨てていっちゃうんです。あれはルール違反にはならないんでしょうか。それについては、業者の管理組合の意見を聞きたいと、私は思っています。以上です。

【山本会長】 今のご質問に対して資源循環部長、お願いします。

【神崎資源循環部長】 ご自宅で市民自らが剪定されたり、草を刈ったりしたものは、ごみステーションにお出しいただけますけれども、業者さんが施工されたものにつきましては、業者さんが持ち帰っていただいて、資源化なりあるいは清掃工場に搬入していただくということが基本となります。もし業者さんが出されたと思われるものがございましたら、私どものほうにご連絡いただければ調査し、当該業者のほうに指導させていただきます。よろしくお願いします。

【山本会長】 伊藤委員。

【伊藤委員】 各町会から2名選出されている環境委員を増やしてくれることは、検討は、考えてほしいなと思います。そのことについては、部長さんのご意見も参考にしたいと思いますが。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 廃棄物適正化推進員についてのご質問ということでよろしいでしょうか。

【伊藤委員】 はい。

【神崎資源循環部長】 500世帯を超える場合は2名に委嘱することとなっておりますが、廃棄物適正化推進員さんの業務は幅広く、非常にご負担をおかけしております。主な業務といたしまして、地域の方々にごみの分別・資源化の働きかけをしていただくことや、ごみステーションの管理の関係で、不法投棄がないかどうか、あった場合に市へ連絡をしていただくなどの業務がご負担になっているのかなと思っております。今回、家庭ごみ手数料徴収制度導入に合わせまして、廃棄物適正化推進員さんを補助していただくことを目的として、不法投棄監視員の制度を立ち上げております。必要に応じまして、各自治会3名様まで不法投棄監視員の委嘱ができますので、不法投棄関連でお困りということでございましたら、そう

いった制度もご活用いただくとともに、環境事業所でフォローできることも多数あるかと思っていますので、困ったことがございましたら、ぜひ市にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

【伊藤委員】 ありがとうございます。以上です。

【山本会長】 ほかに。金子委員。

【金子委員】 全部で3点ほどございます。まず、1点目なのですが、先ほど森山委員からも出ていましたが、ごみの排出のルールの変更の要望です。要するに、ルールを改善してほしいというような市民の皆さんからの要望、意見を募集する、あるいは受け付けるような仕組みがどのようなになっているのかという点をまず伺いたいと思います。

続けて2点目ですが、先ほども出ました開封調査について、件数を増やしているということですが、その開封調査が実際にどこで行われているのかとかそういうこと、やはり住んでいる者として、まさかうちの近くじゃ行われていないだろうというような思いが蔓延してしまうと、つい規律が緩んでしまうわけですが、実際にうちの町内でも行われたんだというようなことが、周りに伝わることによって抑止になると思うのですが、そのあたり、今、事業所内で開封調査を実施されているということでしたが、どこの地域でどれぐらい行われているんだというようなことの周知といいますか、広報というか、そういうことをやっていらっしゃるのかどうかということもお伺いしたいと思います。

3点目は感想なのですが、昨年度から取り組まれた不動産業者さんを通じた単身者の方への呼びかけというのは、実際に私のアパートでも、戸別に「誰々様」ということで封筒が不動産会社のほうから入ってしまして、ちゃんと見られているんだと、ルールを守ってくださいねというふうに、戸別に案内が来ました。そういうふうな働きかけは非常に有効なんじゃないかなと、実際に案内を受けた者として感じましたということです。以上です。

【山本会長】 質問は2点です。ルール変更について、開封調査について、資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 まず、ルール改善についての受け付けをどのように行っているかについてですが、廃棄物適正化推進員さんが、地域の意見を集約する機能も担っておりますので、適正化推進員さんを通じまして、市に意見、要望という形で寄せられることが多くあります。

また、適正化推進員におきましては、毎年1回研修会を行っており、そういった場でも具体的に地域の問題ということで市にご要望を受けることが多いということもございます。また、それ以外の通常の市への要望ということで、インターネットを通じまして直接所管のほ

うに、あるいは市長への手紙など、さまざまなルートにおきましてご要望につきましては受け付けをさせていただいておるところでございます。

次に、開封調査の実施場所についてですが、先ほど申し上げましたとおり、環境事業所内で行っております。理由は2つございまして、1つは、ごみの中にはプライバシー保護をすべきものが入っている場合が多いことから、開封調査をしている間に情報流出があってはならないということで、ある程度の作業スペースが確保できる環境事業所に持ち込んでおります。

また、千葉市におきましては、狹隘道路も多くあり、路上で、あるいはそのごみステーション付近でなかなかそういったスペースがとれないということから、環境事業所を活用させていただいております。

開封調査を行うときは、地域の廃棄物適正化推進員、あるいは町内自治会様にあらかじめご連絡をさせていただいておりますが、周知についてのご意見がございましたので、千葉市においては分別状況の悪いごみステーションを対象として開封調査も積極的に行っているという情報を、さまざまな媒体で発信をしていくと効果的だと思いますので、その方向で検討させていただければと思っています。

【山本会長】 確認ですが、そうしますと、開封調査をしますよということについては、当該自治会には伝わっているということでしょうか。資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 実施前にご連絡申し上げます。自治会様によっては、注意喚起を促すために実施前に回覧を回していただくなどの方策をとっておるところもございます。

【山本会長】 では、宍倉委員、どうぞ。

【宍倉委員】 宍倉です。重複する点もございますが、3点ほどご質問させていただきたいと思います。ただいま単身者用の住宅に対する指導だとか啓発をやっていくということで、確かにネットだとかパンフレットの配布だとか、いろいろやっていただいておりますが、そこら辺のルールが守られていないということが多々見受けられます。そこで、私どもの住んでいるところの住宅、不動産会社によってごみの置き場を、ごみステーションを設置する住宅管理会社と設置しない管理会社があるんですが、そこら辺に対してもそういう指導を多分やっていると思うのですが、そこら辺の指導方法、どの程度やっているのかをお聞かせ願いたい。

それから、ごみの分別スクールということで、小学校114校、約8,500人やったということで、市内の小学校をほぼ一巡したと思うのですが、平成26年度もここら辺のをや

っていくということなのですが、1回やったからということじゃなくて、冒頭に山本会長がおっしゃったように、やはり小さいときからの子どもさんに対するごみの分別のルール、そういう啓発というのは非常に大事だと思いますので、1回やった学校だからということではなくて、毎年新しい生徒が入ってくるわけですから、ここはずっと継続をしていきたいと、これは要望事項でございます。

それから、監視カメラの件ですが、やはりこれはお金のかかる問題だと思うのですが、今年度24台ということですが、そこら辺の貸与する基準というのがどこまでなのですか、ちょっとそこを明確に知りたいなと思っております。その3点、よろしくお願いします。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 まず不動産会社によるごみステーション設置についてでございます。まず新規の建物が建設される際に、宅地開発指導要綱及びワンルームマンション建築指導要綱に該当する場合につきましては、あらかじめ環境事業所と協議をしていただきまして、必要な面積を割いてごみステーションを設置していただくということになっております。

ここで、若干問題点が出てきておりますのは、この基準に合致しない小さなアパートやこういった制度ができる前に建設された建物でございます。基本は、こういった対象外のものにつきましては、町内自治会様とあらかじめご協議をしていただきまして、円滑に共同利用していただくというのが基本線となります。ただし、町内自治会様のほうで、なかなかごみステーションの管理が難しくなっているという状況もありますので、そういったところにつきましては、市も入りまして、管理会社様とご協議をさせていただき、新たに任意の設置ができないか働きかけをさせていただいているような事例もございます。でき得れば、集合住宅につきましては、コンテナなどを設置していただき、地域の方にご迷惑がかからないような形で管理をしていただければと思っております。

もう一点は、収集業務課からお答え申し上げます。

【山本会長】 収集業務課長。

【小池収集業務課長】 収集業務課長、小池と申します。座って説明させていただきます。

監視カメラの貸与基準というご質問ですが、自治会のほうで電気代等の負担をしていただきまして、カメラの設置・撤去の費用につきましては当然市が負担するという形で行っています。場所によってどうしても電気が引けないような箇所につきましては、バッテリー式のカメラで対応しているケースもあります。今年度、カメラの貸与台数を増やしておりますが、かなり申し込みが増えており、順番待ちになっている状況ですから、随時ご申請のあった自

治会から順番で6カ月単位にて設置をさせていただいております。以上でございます。

【山本会長】 基準について言われていますよ、基準はあるんですかと。

【小池収集業務課長】 特に、明確な貸与の基準はありませんが、対象といたしましては、町内自治会とマンション管理組合を指定しております。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 あくまでごみステーションへの不法投棄を監視するということでもありますので、ごみステーションがきちんと撮影できるか、撮影場所を確保できるかといった物理的な条件というものが重要になります。また、自治会様の内部でそういったカメラを設置することについての合意形成がきちんとできるかということを確認しております。なお、不法投棄対策が全てこのカメラだけによるものではございません。環境事業所も巡回パトロールなどを行っておりますし、今年度におきましては、民間委託により、深夜・早朝のパトロールもいたしておりますので、不法投棄の発生状況を見て、こういった対策がベストかというのを自治会様とよく協議をさせていただきながら、優先順位をつけて設置をさせていただいている状況でございます。

【山本会長】 子ども向け啓発について継続してという話がありましたが。資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご要望ということで、幼児から小学生、中学生、あるいは大人まで一貫した啓発、教育なりが必要だということで、全く同感でございます。私どもといたしましては、まず、幼児向けの環境教育の一貫といたしまして、大学生とも連携をいたしまして、幼児に対する読み聞かせをしたりだとか、あるいはゲームなどを通じまして、それらに関連した素地を養っていただく。また、小学生におきましては、小学校4年生でごみ分別スクール、また、ごみの分別スクールを経験した方などを中心といたしまして、町内自治会と連携して、ヘラソーズの活動などもいたしております。

また、先ほどご説明したとおり、中学校でも生徒会活動を通じまして、雑がみ分別の体験をしていただく。このようなプログラムを、おっしゃっていただいたとおり、年代ごとに考えまして、より効果的なプログラムを引き続き検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【山本会長】 では、藤原委員。

【藤原委員】 1点、教えていただきたいんですけども、平成25年度の実績、平成26年度の取り組みを見ると、非常に積極的にごみの減量に取り組まれているところでございますけれども、可燃ごみについて注目して考えていきますと、千葉市さんの場合、こちらにも

ありますとおり、新港清掃工場とか北清掃工場というのがありまして、これは熱回収施設という側面もありまして、恐らく発電等の事業というか、発電のこともやられていると思うのですが、当然、可燃ごみに注目しますと、量が減って、雑がみとかそういうのが減ってきますとカロリーも下がっていきますから、入熱が下がっていくわけです。そうすると、やはり当初想定していた発電量が得られないとか、そういったところもあると思いますけれども、千葉市さんとして、将来に向けて、いわゆるトレードオフになると思うのですけれども、ごみ減量をしていくことによって、熱回収の事業がどういうふうに変わっていくのか、その辺、基本的な考え方をご説明いただけますでしょうか。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 千葉市におきましては、新港と北清掃工場の2工場で処理できる焼却量ということで25万4,000トンへの削減をこれまで目指してきたところであり、目標達成が目前になってきている、こういう状況でございます。

現在は、北谷津清掃工場が非常に老朽化をいたしており、メンテナンス期間も長引いており、北谷津清掃工場の焼却量は、抑制せざるを得ない状況になってきており、一方で、新港清掃工場につきましては、スーパーごみ発電を行っている関係上、焼却ごみ量の配分を増やすことでエネルギー回収の効率化を図っておるところでございます。

今後の施設の整備や熱回収あるいはエネルギーをどのように進めていくかにつきましては、現在、廃棄物処理施設の整備計画を検討しておりまして、その中で検討を進めていくことになります。基本は、2清掃工場を運用しながら将来にわたり安定的なごみ処理を行っていく方針で検討を進めております。具体的な今のご質問の中身につきましては、整備計画の中でさらに具体的に検討していくことになろうかと思います。よろしくお願いいたします。

【山本会長】 ほかにございますか。段木委員。

【段木委員】 では、2点だけ質問させていただきます。1点が、先ほど平成25年度の第1回の審議会におきまして、防鳥ネットのことが出ていたと思うのですが、こちらは主にカラスの被害だと思うのですが、これに関しまして、状況とその対応、そういうのがもし資料がありましたらお願いします。

それと、あともう一点が、地域で清掃するのに、環境事務所で何枚か袋を配っていると思うのですが、そちらが配っている状況と回収している状況、もしその資料がありましたらお答えいただければと思います。よろしくお願いいたします。

【山本会長】 資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 私からは、カラス被害の状況についてご報告させていただきます。まず、カラス被害の報告は、6月前後からかなり出てきますが、これはカラスの生態によるものでございます。対策としましては、ごみステーション管理支援事業として、市から1団体当たり5万円以内の補助金で支援をさせていただいております。本事業を活用しカラスネットを配備する、あるいはコンテナを設置する事例が多く、カラス被害に有効な形の事業ということで自治会様に有効に活用されております。深刻なところというのは徐々に減りつつあると思うのですが、ある地域で生ごみが食べられないということになりますとほかの地域に行く移動現象も、散見されておるところでございます。

私どもが推奨させていただいておりますのは、まずは排出する生ごみをとにかく減らしていただきたい。これはカラス被害だけではなくて、ごみの削減にもかなり有効でございますので、これにご注意をいただきたいということ。また、どうしても生ごみが排出されるという場合、袋の外側が見えるところに入れますと、カラスはそこを狙ってまわりますので、見えにくい中心部、突っつきにくいところに入れていただくことを推奨しております。

また、物理的な措置ということで、カラスネットもさまざまな種類が出ております。中には下側に板をつけたもの、重りがついたもの、あるいは、ファスナーがついている筒状のものなどもございます。地域のカラスの状況に応じまして、適切なネットを選択していただくということで被害がある程度軽減できると考えております。

もう一点は、収集業務課からお答えします。

【山本会長】 収集業務課長。

【小池収集業務課長】 ごみステーション管理に関する自治会への指定袋の配布につきましては、本年1月から、1回につき50枚単位で支援をしているところです。枚数で申し上げますと、平成26年1月から3月までに1区切りしておりますが、申請自治会647団体へ、可燃ごみ袋は2万3,500袋、不燃ごみ袋は8,100袋の配布をいたしました。引き続き4月以降も実施しておりまして、平成26年4月から6月末までは、319団体から申請がありまして、可燃ごみ袋は10,600袋、不燃ごみ袋は4,700袋を自治会へ配布しております。環境事業所は交通の便が悪いということで、区役所の地域振興課でも5月から配布を始めたところです。

【山本会長】 段木委員。

【段木委員】 ありがとうございます。この袋の数というのは総数ですか、何リットルとかと分けてなくて、可燃全てとか不燃全てとかと。

【山本会長】 収集業務課長。

【小池収集業務課長】 平成26年1月から3月までは、自治会のご要望に応じて好きなサイズの袋で申請を受け付けておりました。先ほど申し上げた可燃ごみ袋の数は4種類の袋の合計数字、不燃ごみ袋の数につきましても、2種類の袋の合計数字です。先ほど説明したとおり、平成26年5月から区役所の地域振興課でも配布しておりますが、いろいろな種類の袋を区役所に置くスペースがないので、可燃ごみ袋については45リットルの袋、不燃ごみ袋については20リットルの袋に限定して配布することに変更させていただきました。

【山本会長】 段木委員。

【段木委員】 よくわかりました。ありがとうございます。また、カラスの被害に対しては、意外と持ち込まれることが結構多いので、ただ、そういう対応をされているのであれば、大分減っていくんではないかなと思います。

最後に、意見を言わせていただきますと、廃食油回収リサイクルに関しましては、大変いい事業だと思っておりますので、これからも推進していただきますようお願いいたします。

それと、あと先ほど穴倉委員からもお話が出ていたんですが、3R教育・学習、こういったもの、若い世代への意識啓発というのはすごい大事だなというふうに感じておりますので、こちらのほうも推進していただきますようお願いいたします。ただ、ここのところ夏祭りが多くて、よく最後パトロールに出ますと、大分ごみが多いものですから、そういったところで、これは大人も含めてだと思えるのですが、浸透していけばいいなというふうに考えております。どうもありがとうございます。

【山本会長】 岩根委員。

【岩根委員】 岩根でございます。有料化後の家庭系の削減率8.7%という数字なんですが、これは高いのか低いのか、ちょっとあれなんですけど、私は、もっと行っているんじゃないかなと思って、この資料を拝見させていただいたんですが、ポイントはPRとか、大きなものの一つには、先ほどから出ています水を含んだごみですね、こういったものをどう処理していくかということではないかと思えます。我が家では、畑を借りておりますので、毎日出る生ごみは細かく刻んでベランダに干して、それを肥料化して持っていくということで生ごみは一切出していないんです。前回、意見も出ていますように、そういう生ごみを、例えば乾燥して回収するというようなシステム、今、検討されているということなんですが、それをなお一層進めていただければなというふうに思っておりますので、今後の取り組み等について、ご意見をお聞かせいただければと思います。

【山本会長】 廃棄物対策課長。

【安田廃棄物対策課長】 廃棄物対策課です。座って説明させていただきます。生ごみの減量については、生ごみのほとんどは水分ということで、まず水切りによる減量方法等の啓発や生ごみ処理機等の購入補助を行っています。処理機で乾燥した後残った生ごみは、アンケートによりますと、半分以上の方が可燃ごみとして処理しています。乾燥生ごみは堆肥に再利用ができます。先日、地域住民さんが公園の花の堆肥に乾燥生ごみを再利用している活動を拝見してきました。今後、地域の皆さんと一体となった取り組みを増やそうということで、市では、生ごみを堆肥化する資源化アドバイザーを登録しています。市と地域の皆さんと一緒に取り組むことにより、生ごみ減量が進むと考えております。以上でございます。

【山本会長】 岩根委員から最初、有料化後 8.7%について、質問というよりかは、もうちょっと行っていたんじゃないかというご意見が、率直な話で出ていましたけど、当局としては、8.7%についてどう見ていらっしゃるかということについて。

【安田廃棄物対策課長】 減量効果、家庭系 8.7%です。有料化を導入する時点では、手数料 0.8 円で 10%削減効果を見込んでおりました。それからすると、約 1.数%、若干低いです。今年度は、有料化導入の削減の効果を高める、継続していくために、先ほど部長から説明があった、平成 26 年度事業を展開しながら 10%を超えるように頑張っていきたいと考えております。以上でございます。

【山本会長】 ほかに。では、伊藤委員。

【伊藤委員】 先ほど藤原先生の意見にちょっとつけ加えたいんですけど、先日、婦人会の会員三十四、五名で新港クリーンエネルギーセンターを見学したときに、見学の感想を 35 名から受けましたけれど、施設内はとても清潔で、きれいで、においもなく、とてもいい工場にはびっくりしたという感想でしたけど、全て作業がコンピュータ化されていて、回収された自動車で人身事故とか、捨てるときに人が巻き込まれちゃうことがないのかという心配の意見もありました。コンピュータ化されて、事故がないのが幸いなんだけれどという意見を聞きましたので、その件についてはどうなのでしょう。1 件だけです、今、工場を見学した感想と質問をしたいと思います。

【山本会長】 先ほど藤原委員からの発言でしたね。それと、今、新港清掃工場に見学に行ったときに、自動化されていて、事故とかについての心配が出ているんですけど、大丈夫でしょうかという質問でございます。施設課長。

【始関施設課長】 施設課長の始関でございます。新港清掃工場のほうでも、これまで搬入

に関しての事故等は、昨年度、特にございません。誘導等については、コンピュータ化というよりは人の手でやっておりますので、その辺は特に注意して現場のほうは当たっておりますので、事故のほうはありません。

【伊藤会長】 ありがとうございます。

【山本会長】 市原委員、お願いします。

【市原（秀）委員】 ごみ減量化で効果的なのは、先ほど生ごみを削減するというのは、重さも効果ありますし、非常に有効だと思うのですよね。私は事業系廃棄物業者という立場もありまして、実は長野県の佐久市がコンポスト施設を運営していたんですよ。佐久市というのは、水銀問題で非常に農民運動がありまして、清掃工場ができないということで、市がコンポスト施設をやっていた、というところで見学したんですけど、そうすると最終的にはコンポスト施設からできた堆肥をどうするんですかと職員の方に聞きましたら、市民の方に無料でお配りしていると、そういうふうなことをおっしゃいました。今、市の課長さんのほうからコンポストのできたあれを地域で皆さんと有効に使うということは非常にいいと思うんですけど、さらに一步進めて、そういう堆肥を千葉市の公園とか花とかそういうのに有効に使っていますよと、それを無料で引き取って有効に使っているというPRをすれば、もっともっと意識が高まって、市民の皆さんが堆肥運動に参画するような効果が出るんじゃないかと。ともかく私も廃棄物業者といたしまして、将来も含めて生ごみというのは非常にごみ減量化には効果的なので、その生ごみ減量を市ももっともっと、ただ環境局だけではなくて、公園とかそういうようなところを巻き込んで、市のほうが積極的に公園とかお花をつくっていますよと。そういう活動をしている形のほうに引き取って、そういうふうにもた、そういうものを市民の方に見学させたりして、広域的に運動すれば効果が出るんじゃないかなという、大した考えではないのですが、私の経験上、もっとそういうことも考えられるのじゃないかと、今、ちょっと思ったもので、一言意見として申し上げました。

【山本会長】 大変いい意見が出たんですけど、これは環境局長に、今、都市局の公園のほうにも回すような形での、要は環境局だけじゃなくて、都市局の公園のほうにも行く、循環運動等を起こせばいいんじゃないかと。では、わかりました。廃棄物対策課長のほうでお願いします。

【安田廃棄物対策課長】 今、委員さんの意見についてですが、私の先ほどの説明は、手づくり公園の活動を見てきたものです。委員の説明のように、環境局と公園所管と連携して事業活動することで生ごみ減量をより推進できると思います。また、このような市民の取組を

どのようにPRしてその活動を広げていくのかが大きな課題と考えています。貴重なご意見ありがとうございます。

【山本会長】 ほかにございますか。荒井委員。

【荒井委員】 すみません。これは意見させていただくことなんですけど、前回も、私、布おむつをもっと推進してほしいということを言っていたんですけども、今回、この資料が届いて初めて「ホームページに布おむつの作り方、使用方法、ごみ減量効果等を掲載し、周知」というのを、この資料を見て知ったんですね。実際、この資料をここに来るまで知らなかったのも、もっとほかの通知の仕方があると思うので、それを検討してほしいと思います。

私、5月に子どもを出産したんですけど、1カ月目はやっぱり体力的に紙おむつを使用したんですけども、2カ月目から布おむつにすると、かなりごみは減量されています。これは最新のデータかちょっとわからないんですけど、緑区は人口が今、全国で4番目くらいに増えているということだったので、本当に子どもが増えているところなので、布おむつをもっと推進していくと、かなりごみは削減できると思うので、ぜひここは積極的に進めていただきたいと思います。やっぱり産んでからは余裕がないので、産む前に、母親学級ですか、お父さんもやり方を知っていれば、もっと協力的にやってくれると思うので、ぜひやってほしいと思います。よろしくお願いします。

【山本会長】 それは意見、ご要望でよろしいでしょうか。

【荒井委員】 意見です。

【山本会長】 ほかにございますでしょうか。飯田委員、お願いします。

【飯田委員】 飯田でございます。家庭系の有料化が始まって既に半年ぐらい経過しているわけでありまして、当初、家庭系の袋に関しては、以前の袋10枚で新しい袋1袋交換するという作業が始まったわけですけども、最終的に、もう回収が終わっていると思うのです。その中で、今の、以前の袋の在庫状況、あと、以前からこの事業を始める前に、この袋に関してはボランティア団体に無償で提供するというようなことから始まったわけでありまして、そのボランティア活動の活動状況、それと、在庫が何枚かわかりませんが、相当数の枚数が回収されたと思うんですけども、ボランティアだけではなかなか消化し切れないというような予感がしているんですけども、消化するには相当年数がかかるということで、私的には考えているんですが、今後、有効に利用するような方法はお考えなんですかという、その辺をお聞きしたいんですけども。

【山本会長】 以上3点。昔のほうの袋の在庫数の把握、それからボランティア活動での実

際に使われているもの、今後の古い袋の対策、消化策をどう考えているかということです。

3点。廃棄物対策課長。

【安田廃棄物対策課長】 旧指定袋は交換して、ボランティア清掃の袋に使っています。

12月からボランティア清掃袋を配布しており、12月から合計で2万5,506枚、可燃袋45リットルが1万8,588枚、30リットルが6,648枚、不燃袋20リットルが5,479枚の内訳になっております。活動団体については、前年度では313団体が利用しており、年間約4万枚をボランティア清掃で使用しています。今年度は、前年度に比べますと、可燃ごみ袋大体は1.5倍程度増えていますので、6万枚近くのボランティア清掃袋が使われるのではないかと考えております。よろしいでしょうか。

【山本会長】 ということは、消化に関しては、もう順調に進んでいるということでしょうか。

【安田廃棄物対策課長】 そうですね。

【山本会長】 収集業務課長。

【小池収集業務課長】 旧指定袋の交換枚数ですが、平成26年1月から3月までに、94万700枚ほど交換をいたしました。1月から3月までは区役所と公民館で交換していましたが、4月以降、環境事業所と収集業務課で実施しておりまして、4月から7月までに、59万4,900枚ほど交換をさせていただきました。旧指定袋につきましては、ボランティア清掃用や、市内約300カ所にあります避難所の備蓄用として活用させていただきます。これでもかなりの数量が残ってしまいますので、ごみ袋の原料再生用として売却するかたちで検討しているところです。以上でございます。

【山本会長】 ボランティアに使われているということは、そのまま行くと約150年分ぐらいあるということですね。6万枚で九百何十万枚ということは。それを再資源化のほうに考えている、ご検討されているというご回答でよろしかったでしょうか。

【小池収集業務課長】 はい。

【山本会長】 続きまして、ほかにございますか。金子委員。

【金子委員】 指定袋のいろんな種類、大きさがあると思うのですが、その販売状況ですか、あるいはこれは把握されているかどうか分かりませんが、どれくらいのサイズの袋での排出が増えているのかとか、そういうところの把握をされているのか、それと、ここ数カ月でというのはなかなか難しいんですが、何か変化のようなものがあるのかどうか教えていただきたいと思います。

【山本会長】 収集業務課長。

【小池収集業務課長】 指定袋の販売状況ですが、新指定袋につきましては、平成26年1月から販売を開始いたしました。平成26年の3月までを一区切りで申し上げますと、可燃ごみ袋は4種類のサイズがありまして、一番大きな45リットルの袋が約700万枚販売されました。続きまして、30リットルの袋が620万枚、20リットルの袋が290万枚、10リットルの袋が165万枚。不燃ごみ袋につきましては2種類ですが、20リットルの袋が307万枚、10リットルの袋が151万枚という状況です。当初、一番大きな45リットルの袋が集中して売れたため、一部の店舗で品薄になり、市民の皆様方に多大なる迷惑をおかけしたところですが、5月以降、30リットル、20リットルの袋へのシフトもかなりあったということで、45リットルの袋については、1カ月で150万枚程度の販売に推移してきているところです。旧指定袋の45リットルを使っていた方が多かったので、当初は大量に買われたということですが、ほかの袋へのシフトも含めて販売状況が変わってきております。

ごみステーションへの排出につきましても、手数料徴収制度が始まった直後、45リットルの一番大きな袋での排出がおそらく8割を超えていた状況でしたが、ここ数カ月、ごみステーションを何カ所か見て回っておりますけれども、45リットルの袋で排出する割合がかなり減って、30リットル、20リットル、10リットルの可燃袋の排出が増えてきた、という状況に変わってきております。以上でございます。

【山本会長】 それでは、ほかに意見、ご提案、ご要望ございますか。

それでは、ほかに意見がないようでございますので、今の議題（1）を終了させていただきます。

（2）その他

【山本会長】 議題（2）はその他ですが、今まで以外のことについて、特にございますでしょうか。荒井委員。

【荒井委員】 本当に小さいことなんですけれども、私はこういう審議会とか出席したのが本当に初めてだったのでわからなかったんですけど、前回の議事録が自宅に送られてきたんですけれども、その前に、言った言葉が間違いないかとかそういった資料が送られてきたんですけれども、あそこまでする必要があるのかどうかというのがちょっと不思議に思っ

ぜかという、あれは結局ごみになってしまったので、とてももったいないなという気持ちになったので、議事録を自宅に送る必要があるかと聞いていただいたりとか、あとはインターネット上で見れるとか、アドレスに送ってもらうとか、そういったことをしてもらえると、もうちょっといいかなと思います。お願いします。

【山本会長】 ごみ減量のこの審議会は、ちゃんと市として位置づけられているもので、議事録については極めて重要で、発言も極めて重要な部分がありますので、なかなかそこについて簡素化するのは難しいかなと思いますが、今のご意見に対して、もし何かございましたら。資源循環部長。

【神崎資源循環部長】 ご意見いただきましたので、例えばメールの活用などにより委員さん方の省力化や省資源化が図れるようであれば、個別にご希望を確認させていただこうと思います。

【山本会長】 それでは、これをもちまして本日予定しておりました議題につきましては、全て終了とさせていただきます。皆様、熱心なご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

事務局のほうで何かございましたらお願いしたいのですが、ありますか。では、事務局。

4 閉 会

【事務局】 事務局より連絡事項がございます。今回の審議会の会議録ができましたら、各委員へ省資源化を図りながらお送りさせていただきますので、よろしくお願いいたします。発言内容等に修正等がございましたら、加筆修正後、事務局までお送りいただきますようお願いいたします。

また、公募委員の荒井委員でございますけれども、このたび事情により辞任されるということになりましたのでご報告いたします。

なお、次回の審議会は10月の開催を予定しております。日程等は、別途、事務局よりご案内いたしますのでお願いいたします。

審議会の会議録につきましては、メールでの送付をご希望の方がございましたら、この後事務局のほうにお申し出いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして第1回廃棄物減量等推進審議会を終了させていただきます。お忘れ物のないようにお気をつけてお帰りください。

本日はどうもありがとうございました。

午前 11 時 36 分閉会